

学校教育に関わりの深い特別なルール

【物語編】

学食のようなスペース。

直哉がノートパソコンを開いてオンデマンド授業を視聴している。

そこへ葵、香澄がやってくる。

香澄「あれ、直哉、なにやってるの？ 授業？」

直哉「うん、今週の分を見ておきたくてさ。」

葵と香澄、画面を覗き込む。

葵「その授業、内田先生よね。あの先生の授業って資料をたくさん用意してくれるから、よく分かるよね。」

直哉、画面を見たまま。

直哉「そうだね。この授業でも、動画がたくさん使われているし、資料もいつでも見られるようになっているから、あとで復習するのもにも便利だね。」

香澄、葵、直哉の隣に座る。

香澄「いろんな資料を見ながら勉強できたら、理解が早いよね。」

葵「先生も、授業のためにこんなたくさん写真とか動画とか準備して、大変だろうなあ。」

香澄「うん、ひとりでやっているんだったらそうかもね。でも、授業の資料を見ると、URLとか論文のタイトルとか書いてあるから、先生が全部作っているわけではないのかも。人が作ったものを使わせてもらっているんじゃないかな。」

葵「そっか、さすがに一人では無理よね。」

香澄、思い出したように。

香澄「そういえば、人が作ったものを使うといえば、この間の私が作った動画の件を思い出すなあ。私の動画をSNSにアップしようとしたり、作り変えたりしたやつ。」

葵、すまなそうに。

葵「はい、反省してます。あれは著作権者である、香澄に許諾を得てからやるべきだったということよね。」

直哉、ハッとして。

直哉「そういえば、先生たちも他の人が作ったものを授業で使っているんだよね？ この動画もそうだし、対面のときに配る紙の授業資料も・・・」

香澄「そう言われればそうね。先生も授業の資料として人の作ったものを使うときには、やっぱりその人に連絡して、許諾をもらっているのかな？」

葵「私たちも、授業のグループワークで新聞記事をコピーして配ったりするでしょ。あれも、よく考えたら新聞社に連絡とかしていないよね。大丈夫なのかな??」

そこに内田先生が通りかかる。

三人「先生、どうなんですか?」

内田先生、突然のことでたじろぐ。

【解説編】

内田先生、ちょっと戸惑う。

内田先生「急に話しかけられたからビックリしちゃった。えーと、それで？」

直哉「先生たちも他人が作ったものを授業で使ってるなあって。」

内田先生「ああ、はい。確かに、学校の授業で使う資料や映像などには教員ではなく別の人が作ったものが含まれることが多いわね。」

香澄「許諾とかって大丈夫なんですか？」

内田先生、得意げに。

内田先生「人の作った著作物を扱うにあたっては、みんなも知ってる通り、著作権法が基本的なルールで、通常は権利者の許諾を得る必要があります。

そのうえで、ある条件を満たす場合には著作権者に許諾を得ずに著作物を使って良いという特別なルールが存在します。これを著作権の権利制限規定といいます。

学校などでは、この権利制限規定によって、授業などに必要な資料などで他人の著作物を扱う時に、許諾を得る必要がなくなっているんです。」

葵「権利制限規定？ ですか・・・」

内田先生「はい、この権利制限という考え方は重要なので、ルールとして理解する必要があります。」

天の声「はい、皆さん、良いところに気づきましたね。著作権の考え方は、著作物の公正な利用を促し、また著作物を創作した人の権利を守ることで、文化の発展に寄与することを目的としています。ただ、文化の発展は過去の著作物を利用したり、それらから学んだりすることによって助けられる側面があります。

このため、社会全体の利益や文化の発展を目的として、著作権者の権利である著作権を一部制限することがあります。これが著作権の制限、また権利制限と呼ばれる考え方です。この権利制限によって、他人の著作物を自由に使うことができます場合があります。

この権利制限は限られた場合に、他人の著作物を著作権者の承諾なしに使って良いというものです。あくまで例外にあたるものだとして理解してください。」

学生三人、頷く。

香澄「なるほど。あくまでも例外なんですね。」

葵「他にはどんな場合があるんですか？」

天の声「著作権の権利制限には、このようなものがあります。

代表的なものとしては、私的使用目的の複製、図書館等における複製等、引用、営利を目的としない上演等や、教育や試験のための利用などが挙げられます。

特にこちらのものは、学校や教育機関と関わりの深い権利制限です。

さきほど挙げたもののほかに、学校教育番組の放送における著作物の利用、障害のある児童生徒のための拡大図書の作成等があります。」

学生三人、難しそうな顔。

葵「例外なのに、結構あるんですね・・・」

天の声「そうですね。いろいろありますが、ここでは特に、35条の教育機関における複製と公衆送信権について説明します。

例えば先生や学生、生徒などが、授業の中で使うために他人の著作物のうち必要な部分を限られた部数だけ複製し配布するというケースは権利制限に該当します。みなさんも授業でコピーされた資料を受け取ったことがあると思います。これらについて、意識したことはないかもしれませんが、著作権法に定められた著作権の権利制限規定によって許されているものです。」

葵、ハッとして。

葵「そっかー。なんとなく普通にコピーしたものをあげたりもらったりしていたから気づかなかったなあ。」

直哉「うん、ルールによって認められているなんて知らなかったよ。確かに、学校の授業って「社会全体の利益や文化の発展」というのにあたりますね。」

天の声「はい。しかし、単に利用して良いということではなく、いくつかの条件を満たす必要があります」

香澄「結構条件が多いんですね。覚えられるかな。」

天の声「そうですね、全部覚えておくことは難しいかもしれません。ただ、これは複製物を作ったり配ったりする立場の人が必要に応じて確認すれば良いことでもあります。そうですね、先生。」

内田先生「あ、はい、そうですね。」

葵「著作権者の利益を不当に害しないこと、というのはどういうことですか？ 権利制限というルールで認められているのに、著作権者の利益を不当に害するというのが分からないんですが」

天の声への質問だが内田先生がここぞとばかりに答える。

内田先生「例えば、授業やゼミの中である本の内容に触れることがあるとします。

その場合、必要な部分だけをコピーして、必要な部数だけを配るのであれば、この権利制限の範囲にあたりと考えられます。でも、授業やゼミが進んで、その本のそれなりの量が対象となったらどうしたらいいと思う？」

直哉、閃いて。

直哉「本を全部コピーして配っちゃう！」

香澄、かぶせ気味に。

香澄「いや、だめでしょ！ それじゃ、その本が売れなくなって、作者の人や出版社が損をすることになる・・・あ、それが著作権者の利益を不当に害する、ということか。」

内田先生「そうです。ある本の内容について、一定以上の割合を扱うような授業の場合、私はその本を受講者に買ってもらうようにしています。」

天の声「なお、授業目的の公衆送信については、オンライン授業などの必要性から近年法律が改正されました。教育機関が補償金を支払うことにより、その授業の履修者に対象を限定すれば、大学のシステムを通じて、他人の著作物を公衆送信することもできるようになりました。これは権利制限の特別な形と言えます。」

内田先生「この仕組みのおかげで、うちの大学では対面授業と同じようにオンライン授業の中でも他人の著作物を使ったり、大学のシステムで授業資料を学生に提供したりできるようになりました。それまでは著作権者の許諾が必要だったのでハードルが高くて難しかったですよ。」

香澄「へえー、以前は大変だったんですね。」

天の声「このほか、権利制限には、目が不自由な人のために公表された著作物を点字によって複製することができるとするもの、また一定の福祉に関する事業を行う者が耳が不自由な人のために必要な方式、例えば著作物の音声について文字にするなどの方式により複製を行うことができるとするものもあります。これらについても、社会全体の利益や文化の発展に役立てることができる権利制限であるといえるでしょう。

このように、教育に関連して数多くの権利制限規定が用意されています。しかし、繰り返しになりますが、これらは著作権者の権利がある条件を満たすときに限って制限される、という例外であることを忘れてはいけません。つまり、授業だからといって何でも自由になるわけではなく、個々の場合で、権利制限のための条件にあてはまるかをしっかり考えることが重要です。」

学生三人、笑顔で返事。

内田先生、頷く。

学生「はい、分かりました。」